

設 計 概 要 書 ①

委託業務名称	令和元年度 第1号 小児保健医療センター等新築設計業務委託
敷地の場所	守山市守山五丁目4番30号
計画規模・構造	<p>(小児保健医療センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画延べ床面積 : 延べ床面積約 13,000 m² ・ 構造 : R C造またはS R C造 (免震構造) 地上4階地下1階建て <p>(小児保健医療センター療育部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画延べ床面積 : 延べ床面積約 2,900 m² ・ 構造 : R C造 (耐震構造) 地上1階建て <p>(守山養護学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画延べ床面積 : 延べ床面積約 2,000 m² ・ 構造 : R C造 (耐震構造) 地上1階建て
設計委託期間	契約成立の日より令和3年3月22日まで
摘 要	<p>1. 小児保健医療センター計画内容</p> <p>100床 (延べ床面積約 13,000 m²) (免震構造とする) : 県立総合病院と統合することを前提とし、総合病院と渡り廊下で接続</p> <p>4階 病棟 34床 (内科系)、30床 (在宅移行支援)</p> <p>3階 病棟 36床 (外科系)、手術室等</p> <p>2階 外来、センター長室、医局等</p> <p>1階 外来、検査室等</p> <p>地下1階 食品倉庫、厨房、機械室、電気室等</p> <p>2. 小児保健医療センター療育部計画内容</p> <p>児童福祉法で定める児童発達支援センター (福祉型・医療型) の設備基準を満たしていること。通所施設であることから送迎車の乗降等、動線や安全確保等について配慮すること。</p> <p>1階 診察室、指導訓練室、相談室、調理室、遊戯室等</p> <p>3. 守山養護学校計画内容</p> <p>小児保健医療センターに入院中の児童生徒が通学する学校であることから、動線や安全確保等について配慮すること。</p> <p>1階 普通教室、特別教室、事務室等の管理諸室等</p> <p>4. その他建築に係る影響箇所の関連改修</p> <p>渡り廊下等</p> <p>5. 小児保健医療センターの構造計画</p> <p>小児保健医療センターは総合病院と同様に免震構造とした建築物</p>

	<p>(免震構造)とする。</p> <p>6. 小児保健医療センター療育部の構造計画 小児保健医療センター療育部は耐震構造とする。</p> <p>7. 守山養護学校の構造計画 守山養護学校は耐震構造とする。</p> <p>8. 電気設備計画 既存設備内容を十分調査の上、施設全体としての省エネルギーを推進できる電気設備を整備する。</p> <p>9. 空気調和設備計画 既存設備内容を十分調査の上、エネルギーロスを減らすため、できるだけ個別コントロールのしやすい空調システムの採用や、メンテナンスのしやすい機器を選定する等、維持管理費が抑えられる空調設備を整備する。</p> <p>10. 給排水衛生設備計画 既存設備内容を十分調査の上、既存配管等も考慮した効率的でメンテナンスのしやすい給排水衛生設備を整備する。</p> <p>11. 防災・保安関連設備 大規模災害が発生した場合においても、機能する病院であることが前提とする。 既存設備内容を十分調査の上、病院建物内の防災・保安状態を一元管理するために、小児保健医療センターおよび小児保健医療センター療育部の電気・空気調和・防災設備等の運転状態等を中央監視設備で監視する。 なお、守山養護学校は一元管理の対象としない。 また、緊急連絡ボタンや防犯カメラの設置など、安全性に配慮した施設整備とする。</p> <p>12. 搬送設備計画 小児保健医療センター内における人・物品等の昇降量・用途を適切に把握し、来院者用、寝台用、物品搬送用など用途に合わせ、効率的な運用ができるように整備する。</p> <p>13. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書に記載された内容を踏まえて実施すること。 ・敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、関係機関および各施設管理者に確認、協議を行うこと。 ・建設工事計画配置図(別紙)を参考にし、施設管理者等と十分な協議を行った上で計画をすること。 <p>※その他詳細については「滋賀県立小児保健医療センター基本計画」、「滋賀県立小児保健医療センター療育部あり方検討報告書」および「平成31年度(2019年度)学校要覧 滋賀県立守山養護学校」を参照のこと。</p>
--	--

設 計 概 要 書 ②

I 業務概要（業務別）

1. 業務名称 小児保健医療センター等新築 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称	小児保健医療センター
(2) 敷地の場所	守山市守山五丁目4-30
(3) 施設用途	病院

平成21年国土交通省告示第15号別添二第 10 号第 2 類とする。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積	約	6.80 ha
b. 用途地域および地区の指定		第一種中高層住居専用地域

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積	約	13,000.00 m ²
b. 主要構造		鉄筋コンクリート造 または 鉄骨鉄筋コンクリート造 (P C造を含む)
c. 耐震安全性の分類		

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による。耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体	I	類
2) 建築非構造部材	A	類
3) 建築設備	甲	類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 7,300,000 千円程度（税込み）

b. 建設工期 令和3年10月頃 ～ 令和5年8月頃

工事内容および規模・構造	<p>新築工事 一式</p> <p>◇小児保健医療センター増築工事 延べ面積：約13,000m² R C造またはS R C造（免震構造）、地上4階地下1階建て</p> <p>◇渡り廊下増築工事 延べ面積：約100m² R C造またはS造、平屋建て</p> <p>◇電気設備工事 一式</p> <p>◇機械設備工事 一式</p> <p>◇外構工事 一式</p>
設計図書等の最終提出期限	<p>特記仕様書「4. 業務委託期限または期間」に定める業務委託期限終了の日の一か月前とする。</p> <p>(仕様書に規定する成果物の全て)</p>

設計概要書 ③

I 業務概要（業務別）

1. 業務名称 小児保健医療センター等新築 設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 小児保健医療センター療育部
 (2) 敷地の場所 守山市守山五丁目4-30
 (3) 施設用途 福祉施設

平成21年国土交通省告示第15号別添二第 11 号第 1 類とする。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 約 6.80 ha
 b. 用途地域および地区の指定 第一種中高層住居専用地域

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 約 2,900.00 m²
 b. 主要構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 具体的に (P C造を含む)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による。耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II 類
 2) 建築非構造部材 B 類
 3) 建築設備 乙 類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 1,180,000 千円程度（税込み）
 （外周園路部分の工事費を除く）
 b. 建設工期 令和3年10月頃 ～ 令和5年8月頃

工事内容および規模・構造	<p>◇小児保健医療センター療育部増築工事 延べ面積：約2,900m² R C造、平屋建て</p> <p>◇渡り廊下増築工事 延べ面積：約30m² R C造またはS造、平屋建て</p> <p>◇電気設備工事 一式 ◇機械設備工事 一式</p> <p>◇外構工事 一式</p>
設計図書等の最終提出期限	<p>特記仕様書「4. 業務委託期限または期間」に定める業務委託期限終了の日の一か月前とする。</p> <p style="text-align: center;">（仕様書に規定する成果物の全て）</p>

設計内容の摘要等

【設計内容の摘要】

- ◎ 技術提案書に記載した内容を踏まえて設計すること。
- ◎ 各施設の配置、建築物の外観や諸室等のレイアウトの決定に当たっては、複数の提案をすること。詳細は、監督職員と協議の上決定する。
- ◎ 諸室等のレイアウト案を作成するにあたり、入院患者や施設利用者等の動線を考慮すること。特に、避難計画には防災計画評定を受けること。また、避難安全検証法の採用も含めて幅広く検討し、その結果を監督職員に報告すること。
- ◎ 罹災時の避難方法を詳細に検討し、各所からの避難時間を算出すること。
- ◎ 配置する諸室等の必要性やその大きさ等について、その根拠を示した上で一覧整理すること。詳細は、監督職員と協議の上決定する。
- ◎ 建設工法の採用に当たっては隣接地等へ影響をおよぼさない工法とすること。また、工事実施時に地下水が変動し隣接地等へ影響をおよぼさないよう十分に留意し設計すること。
- ◎ 上記に伴い仮設工事が必要となった場合は、指定仮設とし、図示すること。
- ◎ 接続する既設病院は、「救急告示病院」や「都道府県がん診療連携拠点病院」等多くの施設に位置付けられており、当該小児保健医療センター増築後も同様の施設と位置付けられるよう設計に配慮すること。
- ◎ 上記の位置付けに必要な認定等の更新、許可、認可、届出等に必要な協議、図書の作成等本業務に含む。
- ◎ 敷地に関する規制内容やインフラ整備状況について、関係機関および各施設管理者に対する確認や協議をした上、必要な手続きを取ること。また、必要に応じて測量すること。
- ◎ 設計にあたり、工事スケジュール案および仮設計画案を作成し監督職員の承認を得ること。
- ◎ 工事期間中の工事車両の交通量を想定の上、周辺地域における交通安全対策を検討し、設計に反映すること。
- ◎ 住宅地に近接していることから、全工程において、極力騒音や振動、粉じん、水質汚染など生活環境を害する恐れのない工法を採用すること。
また、工事車両の走行が生活環境へおよぼす影響についても十分考慮すること。

【設計業務の摘要】

- ◎ 各種手続きに要する手数料等は受注者の負担とする。
(計画通知、構造評定、防災評定および構造適合判定にかかる申請手数料は除く。)
- ◎ 設計図書提出までに関係諸官庁と委託する建築物の建築に際して必要な協議を行い、その内容を設計図書に反映すること。
- ◎ 設計に際し、環境や省エネルギー等への対応、および維持管理面にも十分配慮することとし、設計で対応した事項は要点を文書で提出すること。加えて、「公共建築に係る環境配慮指針(設計段階での配慮)」によるチェックシートを作成し提出すること。その結果、不採用取組項目がある場合はその理由を付して提出すること。
- ◎ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例『施設整備マニュアル』に記す「さらに望ましい基準」に適合するように努めること。
なお、『施設整備マニュアル』は下記のホームページで確認できる。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/01-jourei/01-jourei2.html>

- ◎ コスト縮減検討実績報告書(コスト縮減実績・個表)を提出し、事前に承認を受けること。
- ◎ 設計にあたり、設計建物に対する障害物(地中埋設物等)、既存建物との取合、給排水、電気、ガス等の供給施設の調査、関係機関との打ち合わせを十分にして、その結果を記録し報告すること。(写真を含む)
- ◎ 数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。
- ◎ 受託者は建築士法第24条の7に基づく「重要事項説明」を行うこと。
詳しくは、滋賀県土木交通部建築課のホームページで確認して適切に実施すること。

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/kenchiku/eizen_setsubi/

設 備 設 計 概 要

電気設備 [0

設計]

(注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
○	1	高(低)圧引込み設備	所要の高(低)圧引込み設備を設ける。
○	2	受 変 電 設 備	所要の受変電設備を設ける。
○	3	電灯・動力幹線設備	所要の電灯・動力幹線設備を設ける。
○	4	電灯コンセント設備	所要の電灯コンセント設備を設ける。
○	5	動 力 設 備	所要の動力設備を設ける。
○	6	拡 声 設 備	所要の拡声設備を設ける。
○	7	電 話 設 備	所要の電話設備を設ける。
○	8	電気時計設備	所要の電気時計設備を設ける。
○	9	通信信号設備	所要の通信信号設備を設ける。(LAN配線を含む)
○	10	テレビ共視聴設備	所要のテレビ共視聴設備を設ける。
○	11	自動火災報知設備	所要の自動火災報知設備を設ける。
○	12	ガス漏れ警報設備	所要のガス漏れ警報設備を設ける。
○	13	防火戸自閉設備	必要に応じて所要の防火戸自閉設備を設ける。
○	14	避 雷 設 備	所要の避雷設備を設ける。
○	15	太陽光発電設備	必要に応じて所要の太陽光発電設備を設ける。
○	16	自家発電設備	所要の自家発電設備を設ける。
○	17	テレビ電波受信障害 対 策 設 備	必要に応じて所要のテレビ電波受信障害対策設備を設ける。
○	18	自動計測システム設備	所要の自動計測システム設備を設ける。
○	19	大型映像装置設備	所要の大型映像装置設備を設ける。

設 備 設 計 概 要

機械設備 [0

設計]

(注) 該当種目は適用欄に○印をつける。

適用欄	番号	種 目	内 容
<input type="radio"/>	1	受 水 設 備	所要の受水設備を設ける。
<input type="radio"/>	2	給 水 設 備	所要の給水設備を設ける。
<input type="radio"/>	3	排水通気設備	所要の排水通気設備を設ける。
<input type="radio"/>	4	衛生器具設備	所要の衛生器具設備を設ける。
<input type="radio"/>	5	ガ ス 設 備	所要のガス設備を設ける。
<input type="radio"/>	6	消 火 設 備	所要の消火設備を設ける。
<input type="radio"/>	7	給 湯 設 備	所要の給湯設備を設ける。
<input type="radio"/>	8	厨 房 設 備	必要に応じて所要の厨房設備を設ける。
	9	し尿浄化槽設備	
<input type="radio"/>	10	換 気 設 備	所要の換気設備を設ける。
<input type="radio"/>	11	排 煙 設 備	必要に応じて所要の排煙設備を設ける。
<input type="radio"/>	12	暖 房 設 備	必要に応じて所要の暖房設備を設ける。
	13	冷 房 設 備	
<input type="radio"/>	14	空気調和設備	所要の空気調和設備を設ける。
<input type="radio"/>	15	昇降機設備	所要の昇降機設備を設ける。
<input type="radio"/>	16	そ の 他	所要の雨水貯留設備を設ける。
	17		